26—04　ＰＵＤＴ

受　継　手　続

１．　当事者の死亡

(1) 代理人が選任されていない場合

受継手続の完了するまで手続を中断（→26—01）することになるが、その死亡事実が確認されないとき、及び受継手続のための事務処理は以下のとおりである。

ア 当事者の死亡が推認できても、以下のようにその死亡が確認できないときは、別紙様式１の嘱託書により当該地区市区町村あてに戸籍謄本及び戸籍の附票を請求する。

（ア）当庁より送達した郵便物が、受取人死亡につき配達不能として差出人戻しとなったとき（昭 30 抗審 2837 号）

（イ）当事者の縁故者などから、上申書などによって当事者の死亡が通知されたが、これを証するに足りる証拠の差出がないとき（昭 28 抗審 618、619 号）

イ 当事者が死亡した結果、受継手続の必要を認めたとき、特許庁長官又は審判官（合議体）は、相手方の申立てにより又は職権で相当の期間を指定してアに準じて確認した相続人に対し、様式２の手続受継指令書により審判手続の受継を命じなければならない（特§23①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

ウ 特許庁長官又は審判官（合議体）は、イに指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があったものとみなすことができる（特§23②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

エ 特許庁長官又は審判長は、ウにより受継があったとみなしたときは様式３の手続続行通知書によりその旨を当事者に通知しなければならない（特§23③、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(2) 受継手続の実例

ア 無効審判における権利者Ａの死亡のうわさを聞知した審判官は、Ｍ市役所にその死亡並びに相続人を確認するための戸籍謄本の送付方を、様式第１の書面によって嘱託した。

イ 戸籍謄本によって死亡を確認したのち、相続人と思われる６名全員に対し30 日の期間を指定して、様式第２の書面によって審判手続を受継するよう命じた。

ウ 相続人６名全員はＡの相続を放棄したというので、共同相続人全員の住所、氏名を記載し全員が押印した相続放棄を証する書面の差出しを命じた。

エ 本件特許より生じる一切の権利の相続を放棄した旨の相続放棄書の提出はあったが、民法上の効果を確認するため次のような措置をとった。

オ Ｍ家庭裁判所あてに、特許権者Ａ（住所記載）の死亡（年月日記載）により、その相続人は自己の相続を知ったときから３か月以内に民§915、同§938による相続または放棄の申出をなしたか否かを調査の上、通報あるよう嘱託した。

カ Ｍ家庭裁判所より、相続放棄、限定承認の申述はない旨回答があったため、相続がなかったとは認める由なく、のちにその審決において「特許権の相続が一旦なされたのち、これら各号の特許権より生じる一切の権利が放棄された」と認定している。

(3) 代理人が選任されている場合（→26―01の３．(1)）

本人が死亡しても代理権は消滅しない（特§11、実§2の5②、意§68②、商§77②）から、特§24（実§2の5②、意§68②、商§77②）によって準用される民訴§124②の適用により手続の中断を生じないが、次の諸点に注意する。

ア 代理人の辞任、死亡その他の事由でその訴訟代理権がなくなるか、あるいはその本来与えられた代理権の範囲に属する事項を完了すると、その時点で手続は中断する。

たとえば、代理人の代理権は審級限りを原則とするため（審級代理の原則）、審決取消訴訟の提起について特別の授権がある場合等上級審についての代理権限がある場合を除き、代理人が選任されているときでも、審決謄本

の送達とともに、手続は中断する（東京高判昭 48.6.29（昭 47（行ケ）12号）、東京高判昭 42.11.21（昭 42（行ソ）1号））。

イ 中断事由によって当事者の交代が生ずるときは、代理人は新当事者の代理人として審判手続にあたる。もっとも、このとき、審判は従来の当事者の名でそのまま追行でき、誰がその承継人かがその当時明確にならなくとも、審判の続行は妨げられない。

ウ 死亡者の名で下された審決については、最初から死者を当事者としたときとは異なり、その承継人に対する審決として有効である。

また、当事者が死亡等した場合であっても、その承継人が自己の名で改めて委任状を提出したときは、その承継適格を調査し、これを肯定するときは、その名で審決することは妨げられず、もしそれが誤ってしたとしても、真の承継人に対する審決として同様に有効である。

2． 当事者である法人の破産等

(1) 当事者に対する破産手続開始の決定（破産法§30①）、更生手続開始の決定（会社更生法§41①）又は管理命令（民事再生法§64①）により中断した手続（破産法§46で準用する同§44①、会社更生法§53で準用する同§52①、民事再生法§69で準用する同§67②）は、管財人などにおいてこれを受け継ぐことができる（破産法§46で準用する同§44②、会社更生法§53で準用する同§52②、民事再生法§69で準用する同§67③）。

(2) (1)の受継があるまでに破産手続又は更生手続が終了若しくは管理命令を取り消す旨の決定が確定したときは、破産者等である当事者が当然手続を受継する（破産法§46で準用する同§44⑥、会社更生法§53で準用する同§52⑥、民事再生法§69で準用する同§68④①）。

(3) (1)の受継があった後、破産手続又は更生手続の終了若しくは管理命令を取り消す旨の決定の確定により中断した手続は、破産者等である当事者が受継しなければならない（破産法§46で準用する同§44⑤、会社更生法§53で準用する同§52⑤、民事再生法§69で準用する同§68⑤③）。

（改訂 R5.12）

様式１（その１）

嘱　　託　　書

令和　　年　　月　　日

○　○市区町長　殿

特　許　庁　審　判　長

不服２０ＸＸ－○○○○○○（特願２０ＹＹ－△△△△△△）事件について、請求人である下記の者の死亡事実並びに相続人を確認するための戸籍謄本及び戸籍の附票各１通御送付願いたく嘱託いたします（戸籍法第 10 条の 2 第 2 項）。

記

住　所
氏　名

様式１（その２）

嘱　　託　　書

令和　　年　　月　　日

○　○市区町長　殿

特　許　庁　審　判　長

当庁における無効２０ＸＸ－８００○○○（特許第○○○○○○○号）の特許無効審判．事件に関し、登録された権利者である下記の者の所在を確認するための住民票の写し、転出している場合は除かれた住民票の写し御送付を嘱託いたします（住民基本台帳法第 12 条の 2 第 1 項）。

記

住　所
氏　名

様式２

発送番号　１２３４５６　１／Ｅ
発送日　令和　　年　　月　　日

手続受継指令書

令和　　年　　月　　日
特　許　庁　審　判　長

審判請求の番号　　不服２０ＸＸ－○○○○○○
（特許出願番号）　　（特願２０ＹＹ－△△△△△△）
推定相続人　　○　○　○　○　様

この審判事件について、当庁が行った職権調査の結果、請求人であります○○○○氏は令和　　年　　月　　日に死亡されていることが判明しました。

貴方はその第一順位の推定（共同）相続人と認められますので、この指令の発送の日から６０日以内に審判手続の受継をしなければなりません。

上記期間内に受継をしないときは、特許法第２３条第２項の規定により受継があったものとみなして審判事件の手続を続行します。

外第一順位推定相続人　○　○　○　○
　　○　○　○　○

（実）平成５年改正前の実用新案法第５５条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項
（意）意匠法第６８条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項
（商）商標法第７７条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判課第○○担当　　○○　○○
電話 03(3581)1101　内線 XXXX　　ファクシミリ　（　　）

様式３

発送番号　１２３４５６　１／Ｅ
発送日　令和　　年　　月　　日

手続続行通知書

令和　　年　　月　　日
特　許　庁　審　判　長

審判請求の番号　　不服２０ＸＸ－○○○○○○
（特許出願番号）　　（特願２０ＹＹ－△△△△△△）
相続人　　○　○　○　○　様

この審判事件について、請求人であります○○○○氏が死亡（令和　　年　　月　　日）のため、貴方に対し審判手続の受継を指令しましたが、指定した期間内に受継の申し立てがされませんでしたので、特許法第２３条第２項の規定により受継があったものとみなして審判事件の手続を続行します。

（実）平成５年改正前の実用新案法第５５条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項
（意）意匠法第６８条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項
（商）商標法第７７条第２項の規定によって準用する特許法第２３条第２項

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判課第○○担当　　○○　○○
電話 03(3581)1101　内線 XXXX　　ファクシミリ　（　　）